

一般社団法人東北地域医療支援機構行動憲章及び行動規範

令和7年度第2回理事会（令和7年6月13日開催）決定

《行動憲章》

一般社団法人東北地域医療支援機構（以下「本法人」という。）は、東日本大震災からの復興、今後の超高齢化と東北地方における医師不足及び東京電力福島第一原子力発電所事故からの再生といった地域の要請を踏まえ、宮城県及び学校法人東北医科薬科大学（以下「東北医科薬科大学」という。）と連携し、東北医科薬科大学における資金循環型の修学資金制度（以下「修学資金制度」という。）への助成を通じて医学部の学生を経済的に支援することにより、地域医療を支える医師を育成することを目的としています。

この目的を達成するため、本法人の役員及び職員は、本法人が果たすべき社会的使命を自覚し、高い倫理観をもって、その職務・役割を誠実に遂行し、地域医療を支える医師の育成に努めます。

《行動規範》

本法人の役員及び職員は、「行動憲章」のもと、次の行動規範を実践していきます。

1. 法令の遵守

私たちは、社会からの信頼を得られるよう、関係法令及び法人の諸規定を遵守し、高い倫理観のもとで社会的良識に従い、適正に業務を遂行します。

2. 人権の尊重

私たちは、一人ひとりの人格・人権を尊重し、人種、国籍、性別、信条、社会的身分などを超えて、多様な個性と能力を尊重します。また、暴力行為、ハラスメント、差別的言動に対して厳正に対処します。

3. 資産等の適正管理

私たちは、法人の資産が公共性の高い財源からも支えられていることを認識し、法人が有する資産及び外部資金を適正かつ効率的に管理し、正当な業務目的に使用します。

4. 公私の区別

私たちは、職務上の地位にあることから知り得た情報や業務上知り得た情報を利用して、個人の利益を求めようとする行為や法人の資産を私的に流用する行為は絶対に行いません。また、取引先の選定において、職務上の地位を濫用した取引など、法人の利益に反する行為は行わず、合理的かつ公正に行います。

5. 反社会勢力との関係

私たちは、社会秩序に脅威を与え、社会活動に障害となる反社会勢力とは一切関わりを持ちません。

6. 情報管理・守秘義務

私たちは、業務上知り得た個人情報をはじめとする法人内にある機密情報を適切に管理し、これら情報への不正アクセス、情報の紛失、改ざん、漏洩等の防止に努めます。

7. 情報公開

私たちは、公正性と透明性の観点から、法人の活動状況・財政状況などの情報を社会に対して適時・適切に公表し、法人に対する理解と信頼の確保に努めます。

8. 人材の育成

私たちは、東北医科薬科大学との連携を通じて提供される医療情報を積極的に活用し、地域医療の現状や課題を的確に捉え、地域で求められている医療ニーズを理解するために、自ら学び、成長し続ける姿勢を大切にします。

9. 環境への配慮

私たちは、環境保全の重要性を認識し、省エネルギー、廃棄物の減少及びリサイクルの促進などに努め、持続可能な社会の実現に貢献していきます。

以 上